

# 居住支援施策のご案内



## 問合せ先

### 住宅相談窓口

(大田区役所7階 建築調整課住宅担当内)

〒144-8621

大田区蒲田五丁目13番14号

電話 03-5744-1343 FAX 03-5744-1558

(受付時間:平日 午前8時30分～午後5時 土日・祝日・年末年始除く)

## 交通アクセス

JR京浜東北線・東急多摩川線・池上線「蒲田駅」東口から徒歩約1分

京浜急行線「京急蒲田駅」西口から徒歩約10分



大田区居住支援協議会

# ★ 大田区居住支援協議会

大田区居住支援協議会は、令和元年9月に大田区、不動産関係団体及び福祉団体等の連携により設立しました。

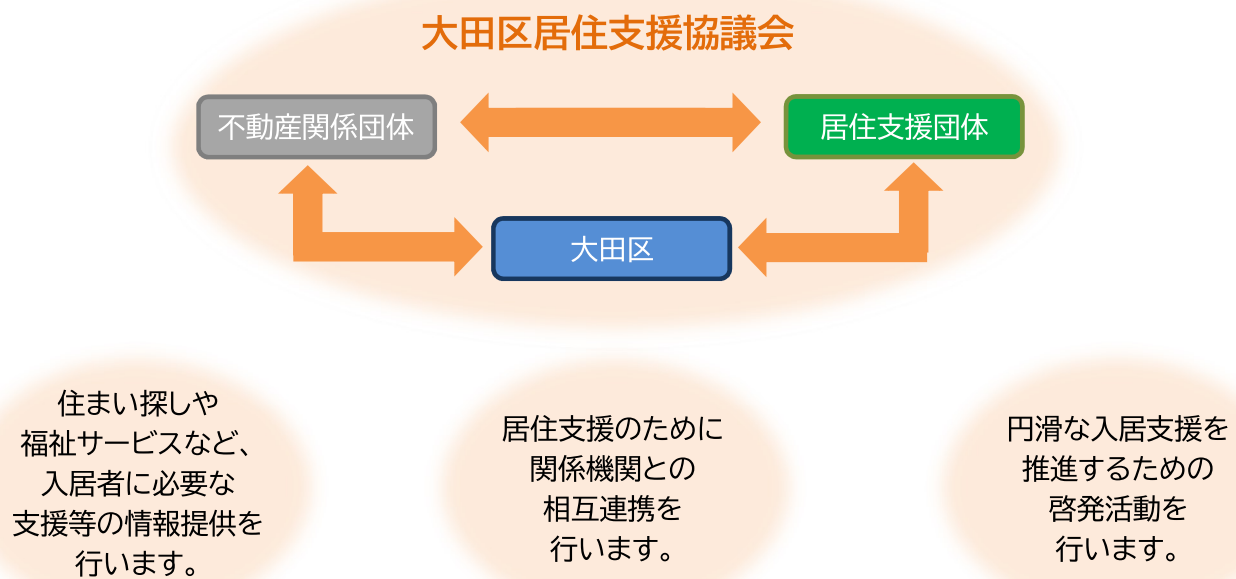
住宅セーフティネット法(※1)に基づき、住宅の確保に特に配慮を要する方＝住宅確保要配慮者(※2)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進と居住支援に関して協議を行い、課題解決に向けた取組を行っています。

※1 住宅セーフティネット法

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年7月法律第112号)

※2 住宅確保要配慮者

高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護受給者、低額所得者、外国人世帯の方



大田区居住支援協議会 構成員	
区分	団体等
有 識 者	日本社会事業大学准教授
賃貸住宅事業者関連団体	公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会
不 動 産 関 係 団 体	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会第五ブロック(大田区支部) 公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部城南支部
民 間 団 体	一般社団法人 全国保証機構
居 住 支 援 団 体	認定NPO法人 市民福祉団体全国協議会 / 社会福祉法人 有隣協会 / 社会福祉法人 大田区社会福祉協議会
外 郭 団 体	株式会社 大田まちづくり公社
大 田 区	建築調整課 / 福祉管理課 / 人権・男女平等推進課 / 国際都市・多文化共生推進課 / 高齢福祉課 / 障害福祉課 / 糀谷・羽田地域福祉課 / 蒲田生活福祉課(自立支援促進担当) / 障がい者総合サポートセンター / 健康づくり課 / 子育て支援課

【作 成】 大田区居住支援協議会

【事務局】 大田区まちづくり推進部建築調整課住宅担当  
大田区福祉部福祉管理課調整担当

電話 03-5744-1416 FAX 03-5744-1558  
電話 03-5744-1244 FAX 03-5744-1520

**【対象者】** 大田区内に1年以上居住する以下のいずれかに該当する世帯

## 高齢者世帯

### 【紹介事業】【助成事業】

- ・65歳以上のひとり暮らし
- ・65歳以上と60歳以上の方のみで構成される世帯

## ひとり親世帯

### 【紹介事業】【助成事業】

- ・18歳未満の児童及び同居してこれを扶養する父もしくは母又はこれに準じる方のみで構成される世帯

## 生活保護受給者世帯

### 【紹介事業】

- ・生活保護を受給している世帯

## 低額所得者世帯

### 【紹介事業】

- ・国が定める基準に基づき、月額所得が15万8千円を超えない世帯

## 障がい者世帯

以下のいずれかの手帳を所持する方がいる世帯

### 【紹介事業】

- ・身体障害者手帳
- ・愛の手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

### 【助成事業】

- ・身体障害者手帳 1～4級
- ・愛の手帳 1～3度
- ・精神障害者保健福祉手帳 1～2級

## 外国人世帯

### 【紹介事業】

- ・在留資格を有する外国人の方がいる世帯



# 〔目次〕

## I 民間賃貸住宅住み替え支援のご案内(早見表)

### ◇ 紹介事業

		高齢者	障がい者	ひとり親	生活保護受給者	低額所得者	外国人
住宅確保支援事業	協力不動産店リストの配布 P4	○	○	○	○	○	○
	家賃債務保証会社等 P6	○	○	○	○	○	○
	緊急連絡先代行サービス P7	○	○	○	○	○	×
	緊急通報サービス P8	○	○	×	×	×	×
	生活支援付すまい確保事業 P10	○	△	×	△	△	△

△＝高齢者のみの世帯であることが要件となります。

### ◆ 助成事業(所得要件など有り)

		高齢者	障がい者	ひとり親	生活保護受給者	低額所得者	外国人
住宅確保支援事業	保証会社加入費の助成 P6	○	○	○	×	×	×
	緊急連絡先代行サービス 利用料の助成 P7	○	○	○	×	×	×
	緊急通報サービス 利用料の助成 P8	○	○	×	×	×	×
	入居者死亡保険 加入費の助成 P9	○ <small>〔単身者に限る〕 〔管理者等含む〕</small>	×	×	×	×	×
	立退き等に伴う 転居費用の助成 P9	○	○	○	×	×	×

## II 公的賃貸住宅・各相談窓口のご案内 P11～

# I 民間賃貸住宅住み替え支援のご案内

## ◇ 協力不動産店リストの配布

区内に引き続き1年以上居住し、取壊し、立退きの要求その他の理由で新たな住まいを探しているが、住宅探しに苦慮している住宅確保要配慮者等のご相談に応じてくださる不動産店のリストをお渡しします。

ご自身で不動産店に電話連絡し、物件の希望条件等をご相談ください。

### 【利用できる方】

高齢者／障がい者／ひとり親／生活保護受給者／低額所得者／外国人



協力店の目印です

**※リストに掲載されている不動産店で低額な家賃の物件等、必ずしも希望に沿った物件が見つかることをお約束するものではありません。**

**※物件がなかなか見つからない場合、希望条件を見直すことも検討しましょう。**

### 住まい探しの流れ

住宅相談窓口(表紙参照)へ相談

- 「相談内容記入シート」の作成又は記入
- 対象要件を確認後、「協力不動産店リスト」と「連絡票」を配布

ご自身で不動産店に電話連絡後、「協力不動産店リスト」と「連絡票」を持参して訪問

- 物件の希望条件等を直接不動産店に相談
- 希望物件が見つかった場合、契約を締結

### 高齢者世帯の方へ

リストに掲載された不動産店や居住支援法人等で相談しても、物件がなかなか見つからずに、引き続き支援を希望される場合は、再度、住宅相談窓口でご相談をお受けしています。

成約に至らなかった状況等を確認のうえ、**高齢福祉課**が実施する住まい探しの支援と入居後の見守り等を行う「**生活支援付すまい確保事業(P.10)**」をご案内します。



# 各種助成事業を申請する際の注意事項

## 助成金支給要件

- 過去に以下の助成制度のうち同種類の助成金を受けていないこと(ただし、立退き等に伴う転居費用の助成については、前の転居日から2年を経過している場合を除く)。
- 区内に居住し、住民登録している世帯であること。
- 生活保護又は支援給付(※2)を受けていないこと。
- 世帯の所得の合計が右表の所得基準額以下であること。

税法上の扶養親族数	世帯全員の所得金額の合計(年間)
	高齢者・障がい者(※1)・ひとり親世帯
0人	0円から2,568,000円
1人	0円から2,948,000円
2人	0円から3,328,000円
税法上の扶養親族1人追加ごとに380,000円を加算	

※1 障がい者世帯については、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～2級のいずれかの手帳を所持する方がいる世帯

※2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の受給世帯

## ●保証会社加入費、緊急連絡先代行、緊急通報サービス利用料の助成

### 【必要書類】

- ・入居又は更新後の賃貸借契約書の写し
- ・領収書の写し、保証・サービス等の契約書の写し等
- ・障がい者世帯:障害者手帳
- ・ひとり親世帯:児童扶養手当証書又は、戸籍全部事項証明書(親と子それぞれ)
- ・世帯全員の前年の所得額を証明する書類(同意欄に署名した場合は不要)
- ・世帯全員の新住所地の住民票の写し(同意欄に署名した場合は不要)

## ●入居者死亡保険加入費の助成

### 【必要書類:本人が申請する場合】

- ・賃貸借契約書の写し
- ・領収書の写し、保険の契約書の写し等
- ・前年の所得額を証明する書類(同意欄に署名した場合は不要)
- ・世帯全員の新住所地の住民票の写し(同意欄に署名した場合は不要)

### 【必要書類:賃貸人及び管理会社が申請する場合】

- ・本人申請時の必要書類に加え、区市町村民税都道府県民税証明書又は非課税証明書

## ●立退き等に伴う転居費用の助成(2回申請が必要です)

### ①【対象者申請の必要書類】

- ・取壊し又は立退き要求に関する家主の証明書(様式あり)
- ・現住居の賃貸借契約書の写し
- ・築年数が30年以上経過していることが分かるもの
- ・世帯全員の前年の所得額を証明する書類(同意欄に署名した場合は不要)

### ②【助成金申請の必要書類】

- ・転居先の賃貸借契約書の写し
- ・礼金、権利金、仲介手数料の領収書の写し(内訳の分かる書類を含む)

※いずれも助成金の申請時には、申請者の口座が分かるものと印鑑(スタンプ不可)をご持参ください。また、その他の関係書類を提出いただく場合があります。

## ◇ 家賃債務保証会社等の紹介

区内に引き続き1年以上居住し、民間賃貸住宅の賃貸借契約をするにあたり家賃債務保証会社を利用する場合、区と協定を締結した保証会社等をご紹介します。

【利用できる方】 高齢者／障がい者／ひとり親／生活保護受給者／低額所得者／外国人

《大田区協定保証会社》

- ・フォーシーズ株式会社
- ・株式会社宅建ブレインズ
- ・一般社団法人 全国保証機構

※家賃債務保証会社の審査によっては、利用できない場合があります。

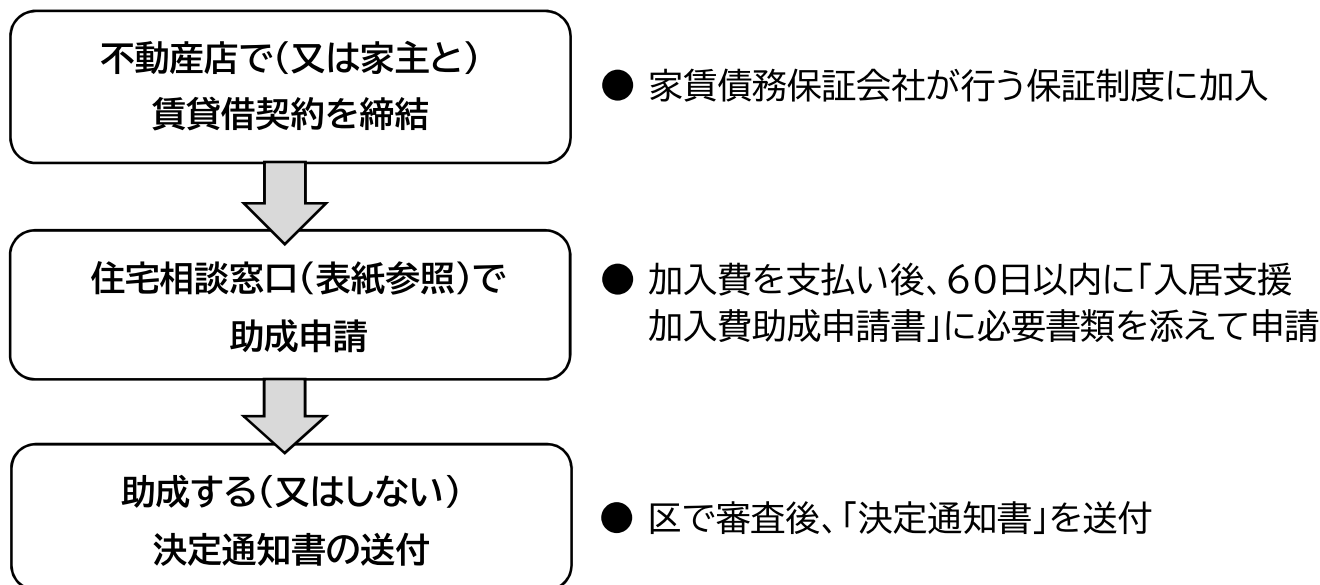
## ◆ 保証会社加入費の助成

区内に引き続き1年以上居住し、民間賃貸住宅の賃貸借契約をするにあたり国土交通省に登録された家賃債務保証会社又は一般社団法人 全国保証機構が行う保証制度に加入する場合、初回加入費の一部を助成します。

【助成額】 初回加入費の50%を1回に限り助成 《助成限度額12,000円》

【利用できる方】 高齢者／障がい者※／ひとり親

※障がい者世帯については、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～2級のいずれかの手帳を所持する方がいる世帯



・国土交通省に登録された家賃債務保証会社又は一般社団法人 全国保証機構が行う保証制度については、各ホームページをご覧ください。

▶国土交通省ホームページ

国土交通省 登録家賃債務保証業者一覧

検索



▶一般社団法人 全国保証機構ホームページ

一般社団法人 全国保証機構

検索



## ◇ 緊急連絡先代行サービスの紹介

民間賃貸住宅の賃貸借契約をするにあたり家賃債務保証会社等を利用の際に、真に緊急連絡先となる方がいない場合、緊急連絡先となる認定NPO法人 市民福祉団体全国協議会(市民協)をご紹介します。

【申込先】 認定NPO法人 市民福祉団体全国協議会(市民協)

【利用できる方】 高齢者／障がい者／ひとり親／生活保護受給者／低額所得者

### 問合せ先

#### 認定NPO法人 市民福祉団体全国協議会(市民協)

市民協大田支部 電話 03-5700-5747 03-5753-3860

市民協本部 FAX 03-6809-1093

受付時間 午前10時～午後4時(土日・祝日・年末年始除く)

(新宿区新宿1-24-7-513 ルネ御苑プラザ内)

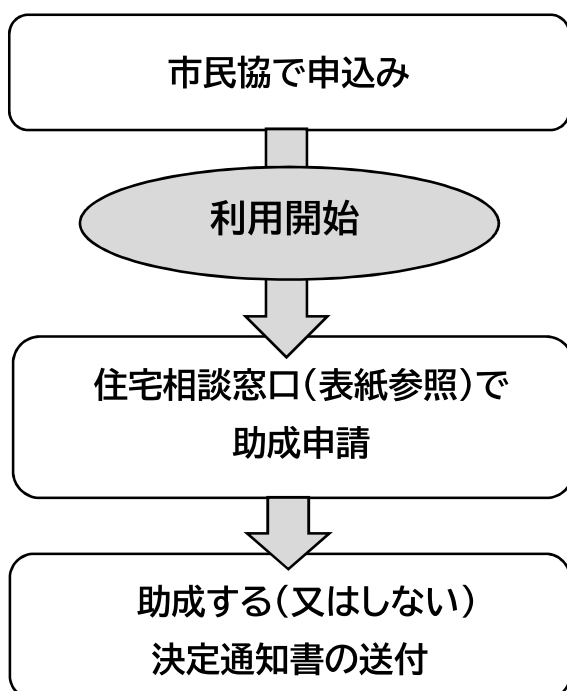
## ◆ 緊急連絡先代行サービス利用料の助成

区内に引き続き1年以上居住し、認定NPO法人 市民福祉団体全国協議会(市民協)で緊急連絡先代行サービスの申込みをした場合、初回利用料の一部を助成します。

【助成額】 初回利用料2年間分の50%を1回に限り助成 《助成額5,000円》

【利用できる方】 高齢者／障がい者※／ひとり親

※障がい者世帯については、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～2級のいずれかの手帳を所持する方がいる世帯



- 申込み前に、上記の問合せ先に連絡

- 緊急連絡先代行サービスの利用料支払後、60日以内に「入居支援加入費助成申請書」に必要な書類を添えて申請

- 区で審査後、「決定通知書」を送付





## ◇ 緊急通報サービスの紹介

区内に居住し、自宅内での体調不良や緊急事態が起こった際などのために、24時間体制で緊急対応する業者(セントラル警備保障)をご紹介します。(別途、利用料がかかります。)

緊急時以外でも、保健師、看護師、ケアマネジャー等の資格を有するスタッフに生活・健康等の相談をすることができます。

【申込先】 社会福祉法人 大田区社会福祉協議会

【利用できる方】 高齢者／障がい者



### 問合せ先

### 社会福祉法人 大田区社会福祉協議会

(大田区西蒲田 7-49-2 大田区社会福祉センター内)

電話 03-5703-8230 FAX 03-3736-5590

受付時間 午前9時～午後5時(土日・祝日・年末年始除く)

## ◆ 緊急通報サービス利用料の助成

区内に引き続き1年以上居住し、社会福祉法人 大田区社会福祉協議会で緊急通報サービスの申込みをした場合、初回利用料の一部を助成します。

【助成額】 初回利用料1年間分の50%を1回に限り助成 《助成額16,000円》

【利用できる方】 高齢者／障がい者※

※障がい者世帯については、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～2級のいずれかの手帳を所持する方がいる世帯

大田区社会福祉協議会で申込み

● 申込み前に、上記の問合せ先に連絡

利用開始1年後

住宅相談窓口(表紙参照)で  
助成申請

● 緊急通報サービス利用開始後1年分の支払い完了後、60日以内に「入居支援加入費助成申請書」に必要書類を添えて申請

助成する(又はしない)  
決定通知書の送付

● 区で審査後、「決定通知書」を送付

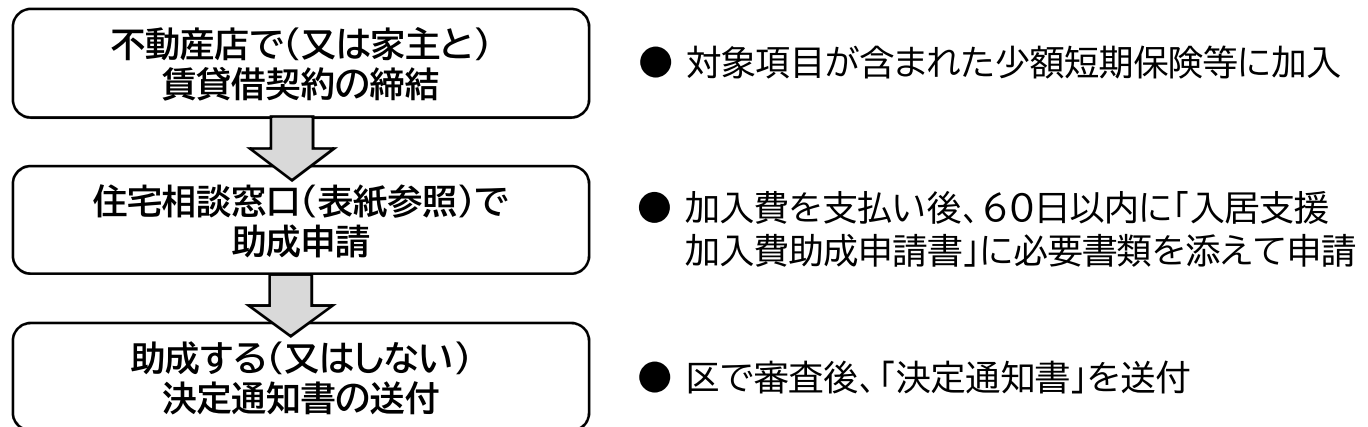
## ◆ 入居者死亡保険加入費の助成

区内に引き続き1年以上居住し、新たに民間賃貸住宅の賃貸借契約をするにあたり①残存家財(遺品)の整理、②居室内修繕、清掃(原状回復)、③空き家になったことによる逸失家賃の損害を補償内容として含んでいる保険又はこれに類するものに参加する場合、初回加入費の一部を助成します。

【助成額】 初回加入費の50%を1回に限り助成 《助成限度額5,000円》

【利用できる方】 ・65歳以上の単身者

・65歳以上の単身者を新規に入居させた賃貸人及び管理会社



## ◆ 立退き等に伴う転居費用の助成

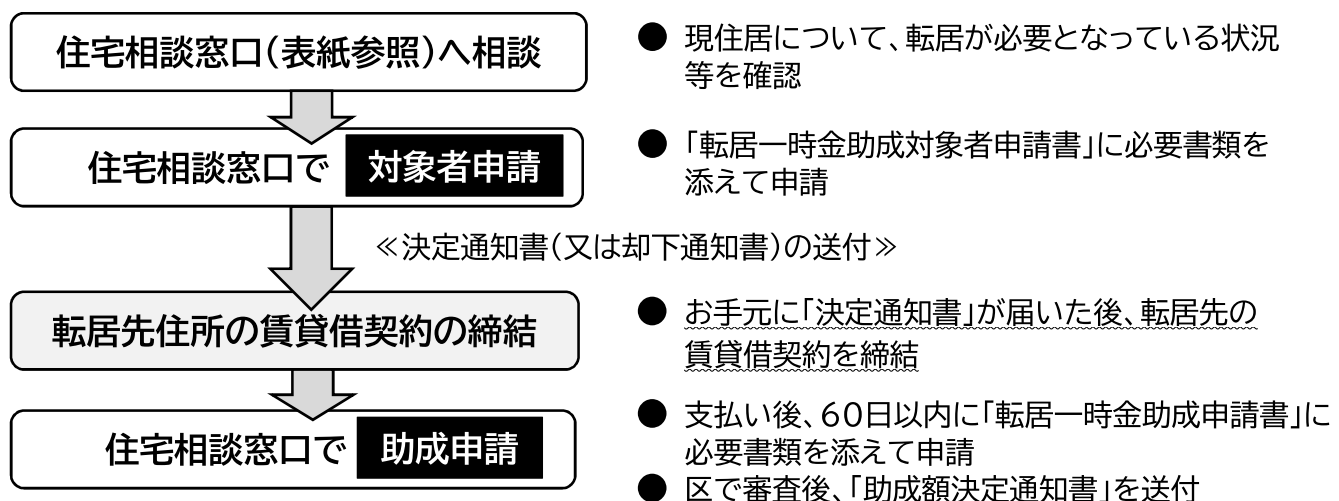
区内に引き続き3年以上居住し、以下のいずれかに該当する場合、転居先の区内民間住宅の賃貸借契約に要する礼金、権利金、仲介手数料の一部を助成します。

- ①現住居の取壊しや家主の都合による契約更新拒否で立退きを要求されている
- ②現住居の築年数が30年以上経過し、専用トイレ又は台所が無い
- ③火災等の非常事態で現住居に住み続けられない
- ④高齢者世帯のうち、主たる生計維持者の死亡により、世帯の所得が著しく減少した場合、  
現住居より低額な家賃の民間賃貸住宅へ1年以内に転居する単身高齢者

【助成限度額】 100,000円 **必ず事前申請が必要です。**

【利用できる方】 高齢者／障がい者※／ひとり親

※障がい者世帯については、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～2級のいずれかの手帳を所持する方がいる世帯



## ◇ 生活支援付すまい確保事業(高齢者世帯のみ)

「住宅確保支援事業(P4～9)」で、民間賃貸住宅の入居契約に至らなかった高齢者の方に、引き続き次の3つの支援を行って、すまいの確保と入居後の安心をサポートします。

### (1) 物件探しの支援

不動産店への同行や物件情報などの収集を行い、入居契約につながるお手伝いをします。

### (2) 入居後の安否確認

電話などによる安否確認、訪問による見守りを行い、入居後も安心して生活できるよう支援します。

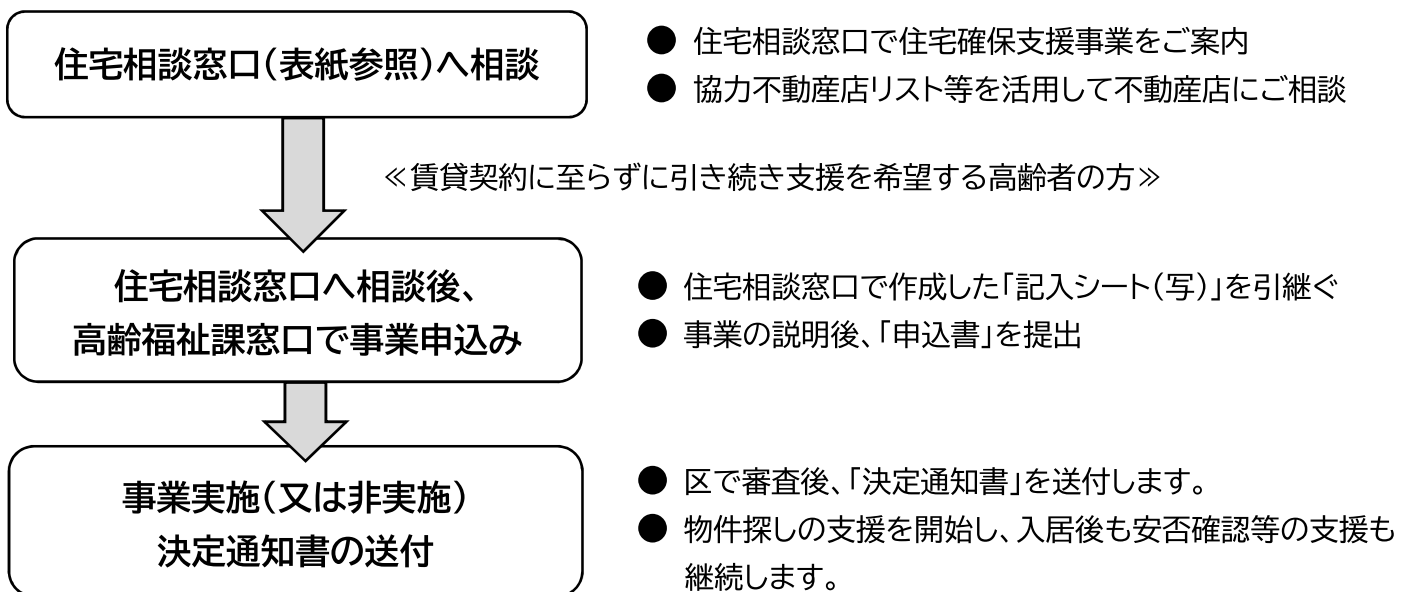
### (3) 家主さんからの相談対応

対象の高齢者の方及び家主からの相談に電話等で対応します。

【利用できる方】区内に引き続き1年以上居住している65歳以上のひとり暮らし  
又は65歳以上と60歳以上の高齢者のみの世帯の方

※物件探しの支援及び入居後の安否確認等は、委託事業者が行います。

※事業を利用して入居された方全員が安否確認や見守りサービスの対象となります。



問合せ先 高齢福祉課 高齢者支援担当

(大田区役所3階 高齢福祉課高齢者支援担当(高齢住宅))

電話 03-5744-1449 FAX 03-5744-1522

受付時間 午前8時30分～午後5時(土日・祝日・年末年始除く)



## Ⅱ 公的賃貸住宅・各相談窓口のご案内

### ● 区営住宅

区営住宅は、大田区が管理し、住宅に困っている収入の少ない方に対して、低額な家賃でお貸しする住宅です。募集は年1回、11月上旬に実施しています。

《申込みのしおり》は、配布期間に限り、区役所本庁舎1階・各特別出張所・大田区住宅管理センターで配布します。様々な条件がありますので、しおりをよく確認のうえ、お申込みください。

#### 【主な申込資格】

- 1 大田区内に引き続き3年以上居住していること。
- 2 世帯全員の所得が定められた基準内であること。
- 3 住宅にお困りであること(原則として自家所有者・公的な住宅の入居者は不可)。
- 4 申込者又は同居親族が暴力団員でないこと。
- 5 同居親族がいること(家族向)。
- 6 原則60歳以上で親族と同居していないこと(単身者向)。

#### 問合せ先

#### 大田区住宅管理センター

(大田区蒲田五丁目36番3号 ユニファームビル1階)

電話 03-3730-7325

受付時間 午前8時30分～午後5時(土日・祝日・年末年始除く)

### ● 都営住宅

都営住宅は、東京都が管理し、住宅に困っている収入の少ない方に対して、低額な家賃でお貸しする住宅です。募集は年4回、5月・8月・11月・2月に実施しています。《募集のご案内》は、配布期間に限り、区役所本庁舎1階・各特別出張所・大田区住宅管理センターで配布します。様々な条件がありますので、ご案内をよく確認のうえ、お申込みください。

#### 【主な申込資格】

- 1 東京都内に居住していること。  
※単身者向、単身者用車いす住宅、家族向(ポイント方式)、シルバーピアは、都内に引き続き3年以上居住していること。
- 2～6は、上記区営住宅と共通。
- 7 65歳以上の親族と同居(配偶者はおおむね60歳以上)していること(シルバーピア・二人世帯向)。

#### 問合せ先

#### 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

(渋谷区神宮前五丁目53番67号 コスモス青山3階)

電話 03-3498-8894

受付時間 午前9時～午後6時(土日・祝日・年末年始除く)

## ● シルバーピア(高齢者世帯のみ)

65歳以上のひとり暮らしや二人世帯の住宅にお困りの方が、自立して、安全かつ快適な日常生活が送れる住宅です。また、緊急時の対応や日常生活の相談にも応じられるように生活協力員が居住又は派遣されています。

募集は年1回、時期については区報等でお知らせいたします。

### 【主な申込資格】

- 1 区内に引き続き3年以上居住している、65歳以上の単身者又は二人世帯(同居者は60歳以上で二親等内の親族か配偶者と世帯を構成し、その期間が1年以上経過していること)。
- 2 住宅に困っていること。
- 3 収入・所得が基準内であること。
- 4 申込者又は同居親族が暴力団員でないこと。

## ● 高齢者アパート(高齢者世帯のみ)

65歳以上のひとり暮らしや二人世帯の方で、住宅に困っている高齢者に、区が民間から借り上げたアパートを提供して生活の安定をはかります。

### 【主な申込資格】

- 1 区内に引き続き3年以上居住している、65歳以上の単身者又は二人世帯(同居者は60歳以上で二親等内の親族か配偶者と世帯を構成し、その期間が1年以上経過していること)。
- 2 住宅に困っていて独立した健康的な日常生活を営むことができること。
- 3 申込者又は同居親族が暴力団員でないこと。

### 問合先 高齢者住宅管理窓口

(大田区役所3階 高齢福祉課内)

電話 03-5744-1346 FAX 03-6428-6973

受付時間 午前8時30分～午後5時(土日・祝日・年末年始除く)














# 地域包括支援センター(高齢者の相談窓口)

担当地域	窓口開設時間 ・月～金曜日 午前9時～午後7時 ・土曜日 午前9時～午後5時 (日曜日、祝日、12月29日～1月3日は窓口業務を行っていません。)				地域福祉課
	名称	所在地	電話	FAX	
大森西1～7丁目	大森	大森西2-16-2 区民活動支援施設大森[こらぼ大森]内	03-5753-6331	03-5753-6332	大森地域福祉課 大森西1-12-1 電話 03-5764-0658 FAX 03-5764-0659
大森中1丁目1～21、2丁目1～12・ 19～24、3丁目1～5・9～36、大森 東1～3丁目、大森本町1丁目9～ 11、2丁目及び平和の森公園	平和島	大森東1-31-3-105 大森東地域センター内	03-5767-1875	03-5767-1876	
入新井特別出張所管内	入新井	大森北3-24-27 入新井老人いこいの家内	03-3762-4689	03-3762-7465	
北馬込1～2丁目、中馬込1～3丁目、 西馬込1～2丁目、東馬込1丁目1～ 32、南馬込1丁目1～4・6・7	馬込	中馬込1-19-1-101	03-5709-8011	03-5709-8014	
東馬込1丁目33～50、2丁目、南馬込 1丁目5・8～60、南馬込2～5丁目及び 馬込特別出張所管内の南馬込6丁目	南馬込	南馬込3-13-12	03-6429-7651	03-6429-7652	
池上特別出張所管内	徳持	池上7-10-5	03-5748-7202	03-5748-7232	
新井宿特別出張所管内	新井宿 (大森医師会)	中央1-21-6 新井宿特別出張所2階	03-3772-2415	03-3772-2472	
嶺町特別出張所管内	嶺町	田園調布本町7-1 嶺町特別出張所2階	03-5483-7477	03-5483-7488	調布地域福祉課 雪谷大塚町4-6 電話 03-3726-6031 FAX 03-3726-5070
田園調布特別出張所管内	田園調布	田園調布1-30-1 田園調布特別出張所2階	03-3721-1572	03-5755-5707	
鶴の木特別出張所管内	たまがわ	下丸子4-23-1 特別養護老人ホームたまがわ内	03-5732-1026	03-5732-1027	
久が原特別出張所管内	久が原	仲池上2-24-8 特別養護老人ホーム池上となり	03-5700-5861	03-5700-5841	
雪谷特別出張所管内	上池台	上池台5-7-1 特別養護老人ホーム好日苑内	03-3748-6138	03-3748-6139	
千束特別出張所管内	千束 (田園調布医師会)	石川町2-7-1 田園調布医師会館3階 ※令和5年度中に移転予定	03-3728-6673	03-3728-6735	
南六郷1～3丁目、東六郷1～3丁目、 仲六郷1～4丁目、南蒲田2丁目23・ 28～30	六郷	仲六郷2-44-11 六郷地域力推進センター2階	03-5744-7770	03-5744-7780	蒲田地域福祉課 蒲田本町2-1-1 電話 03-5713-1508 FAX 03-5713-1509
西六郷1～4丁目	西六郷	西六郷3-1-7 プラウドシティ大田六郷1階	03-6424-9711	03-6424-9661	
矢口特別出張所管内	やぐち	矢口1-23-12 特別養護老人ホームゴールデン鶴亀ホーム内	03-5741-3388	03-3758-4411	
多摩川1丁目8～10番、11番1～8号、 12～14番、西蒲田1～8丁目、東矢 口1丁目、東矢口2丁目1～17番	西蒲田	西蒲田7-49-2 社会福祉センター7階	03-5480-2502	03-5480-2503	
新蒲田1～3丁目、多摩川1丁目1～7番、 11番9～20号、15～36番、多摩川2丁目、 東矢口2丁目18～20番、3丁目	新蒲田	新蒲田1-18-16 新蒲田一丁目複合施設3階	03-6715-9731	03-6715-9732	
東蒲田1～2丁目、 蒲田1～3丁目、5丁目	蒲田	蒲田2-8-8 特別養護老人ホーム蒲田内	03-5710-0951	03-5710-0953	
南蒲田1・3丁目、南蒲田2丁目1～22、 24～27、蒲田本町1～2丁目、蒲田 4丁目及び蒲田東特別出張所管内の 西糀谷1丁目	蒲田東	蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア1階	03-5714-0888	03-5714-0880	
大森東特別出張所管内	大森東	大森南4-9-1 大森東特別出張所2階	03-6423-8300	03-6423-8350	糀谷・羽田 地域福祉課 東糀谷1-21-15 電話 03-3741-6525 FAX 03-6423-8838
糀谷特別出張所管内	糀谷	西糀谷2-12-1 特別養護老人ホーム糀谷内	03-3741-8861	03-3741-8867	
羽田特別出張所管内	羽田	羽田1-18-13 羽田地域力推進センター2階	03-3745-7855	03-3745-7032	

お問い合わせ先がご不明な場合は、福祉部 高齢福祉課 電話03-5744-1250 FAX03-5744-1522へ。

高齢者ほっとテレフォン 電話03-3773-3124 区内在住65歳以上の方とその家族等  
(月～金曜日の午後5時～翌日午前8時30分、土日、祝日、年末年始は24時間対応)




# 見守り・安否確認など生活支援

問合せ先	対象者	リンク先
社会福祉法人 大田区社会福祉協議会 おおた地域共生ボランティアセンター 電話 03-5703-8230 FAX 03-3736-5590	<b>● ほほえみ訪問事業(地域のボランティアによる見守り訪問サービス)</b> 65歳以上の方又は心身に障がいのある方 ※ボランティアが月1~2回程度訪問し、玄関先でのあいさつや会話を通して安否確認します ※無料	社協 HP 
	<b>● 絆サポート(日常家事サービス)</b> ・要支援1~2、事業対象者の方で、地域包括支援センターによってサポートが必要と判断された方 ・身体に障がいのある方で、日常生活でサポートを必要とされている方 ・原則として出産予定日より2か月前の方又は産後3か月までの乳児を養育している方 ※65歳以上の方は、各地域包括支援センター(左ページ参照)が窓口となります	社協 HP 
	<b>● 緊急通報サービス紹介事業</b> 原則65歳以上の方又は心身に障がいのある方 ※有料(セントラル警備保障を利用の場合、P8参照)	社協 HP 
	<b>● 就労や社会参加活動等に関する相談</b> 概ね55歳以上の方	社協 HP 
大田区 いきいき しごとステーション 電話 03-5713-3600 FAX 03-5713-3602	<b>● 見守りキーホルダー登録</b> 65歳以上の方	大田区 HP 
	<b>● ひとり暮らし高齢者の登録</b> 65歳以上のひとり暮らしで同一敷地内、隣地に親族等が居住していない方	大田区 HP 
	<b>● 行方不明認知症高齢者等の検索・高齢者見守りメールの配信</b> 65歳以上の方 ※64歳以下の方の問合せ先は各地域福祉課 高齢者地域支援担当	大田区 HP 
	<b>● 高齢者救急代理通報システム</b> 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、世帯全員が住民税非課税であり、病弱等により日常生活を営む上で常時注意を必要とする方 火災監視については選択できますのでご相談ください	大田区 HP 
高齢福祉課 高齢者支援担当 電話 03-5744-1430 FAX 03-5744-1522  障害福祉課 障害者支援担当 電話 03-5744-1251 FAX 03-5744-1555  福祉管理課 調整担当 電話 03-5744-1721 FAX 03-5744-1520	<b>● 避難行動要支援者名簿</b> ・要介護3~5の65歳以上の方 ・身体障害者手帳の視覚障がい1級又は2級、下肢障がい又は体幹機能障がい1級~3級、移動機能障がい1級~4級、聴覚障がい2級又は3級の方 ・愛の手帳1度~4度の方 ・避難行動に支援が必要な方 ※施設等入所者は対象外	大田区 HP 
各清掃事務所 <b>【大森】</b> 電話 03-3774-3811 FAX 03-3775-6028  <b>【蒲田】</b> ・調布地区 電話 03-6459-8201 FAX 03-6459-8597  ・蒲田地区 電話 03-6451-9535 FAX 03-6451-9623	<b>● ごみの戸別訪問収集</b> 以下のいずれかに該当する方のみで構成される世帯で、自ら集積所へごみを持ち出すことが困難であり、近隣の親戚などの協力を得られない場合 ・要介護2以上に認定されている方 ・身体障害者障害程度1級及び2級に認定されている方 ・その他、区長が認める方	大田区 HP 
	<b>● 粗大ごみの運び出し収集</b> 以下のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、粗大ごみを自ら屋内から運び出すことが困難であり、身近な方などの協力を得られない場合 ・65歳以上の高齢者 ・障がいのある方	大田区 HP 

# その他相談窓口

問合せ先	所在地	電話	FAX
<b>● 住居確保給付金(離職者等向け)、生活困窮者自立支援事業</b>			
大田区 生活再建・就労サポートセンター JOBOTA(ジョボタ)	大森北1-11-1 柳原大森ビル6階	03-6423-0251	03-6423-0261
<b>● 応急小口資金(区内転居に必要な経費等)貸付</b>			
大田区 福祉管理課援護係	蒲田5-13-14 区役所本庁舎8階	03-5744-1245	03-5744-1520
<b>● 生活福祉資金(住居の移転等に必要な経費)貸付</b>			
社会福祉法人 大田区社会福祉協議会	西蒲田7-49-2 社会福祉センター6階	03-3736-2026	03-3736-2030
<b>● 【ひとり親世帯対象】 東京都母子及び父子福祉資金(転宅等)貸付、母子家庭等及び寡婦に関する相談、生活保護等に関する相談</b>			
大田区 大森生活福祉課	大森西1-12-1 大森地域庁舎2階	03-5843-1028	03-5764-0663
大田区 調布生活福祉課	雪谷大塚町4-6 調布地域庁舎5階	03-3726-5551	03-3726-6655
大田区 蒲田生活福祉課	蒲田本町2-1-1 蒲田地域庁舎4階	03-6715-8800	03-5713-1113
大田区 糎谷・羽田生活福祉課	東糎谷1-21-15 糎谷・羽田地域庁舎3階	03-3741-6521	03-3741-5188

問合せ先	所在地	受付日時	電話
<b>● 【外国人等対象】 日常生活の困りごとへの多言語による相談窓口 ※英語・中国語・タガログ語・ネパール語・ベトナム語等に対応</b>			
国際都市おおた協会多言語相談窓口	蒲田4-16-8 2階 おおた国際交流センター(みんと おおた)	月～金曜日 午前10時～午後5時	03-6424-4924
<b>● 契約トラブル等の消費生活に関する相談</b>			
大田区立消費者生活センター	蒲田5-13-26-101	月～金曜日 午前9時～午後4時30分	03-3736-0123
<b>● 不動産取引一般に関する相談(宅地建物取引士)</b>			
大田区 広聴広報課	蒲田5-13-14 区役所本庁舎2階 区民相談室	第1、3木曜日 受付/午後1～3時	03-5744-1135
公益社団法人 東京都宅地建物取引業 協会第五ブロック(大田区支部)	品川区東五反田2-3-4 ビック・ナインビル3階	第2、4木曜日 午後1～3時	03-6456-3236
<b>● 借地、借家、相続等の日常生活に関する法律相談(弁護士) ※予約制</b>			
大田区 広聴広報課	蒲田5-13-14 区役所本庁舎2階 区民相談室	月、水、金曜日 相談時間25分 ①午後1時30分 ②午後1時55分 ③午後2時20分 ④午後2時45分 ⑤午後3時10分	03-5744-1135

問合せ先	概要	リンク先
<b>● 家賃債務保証制度</b>		
一般財団法人 高齢者住宅財団 電話 0120-602-708 電話 03-6880-2781	高齢者、障がい者、子育て世帯等の賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を財団が保証し、連帯保証人の役割を担うことで、入居を支援する制度です。	高齢者住宅財団 HP 
<b>● あんしん居住制度</b>		
公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター あんしん居住担当 電話 03-5989-1784	(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する支援事業になります。利用者負担で「見守りサービス」「葬儀の実施」「残存家財の片付け」が提供されることで、高齢者等とそのご家族、大家さんなどの不安を解消する制度です。	東京都防災・建築まちづくりセンターHP 
<b>● セーフティネット住宅</b>		
公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 住宅セーフティネット担当 電話 03-5989-1791	高齢者や障がい者、子育て世帯等、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅です。 ( <a href="http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/system.php">www.safetynet-jutaku.jp/guest/system.php</a> )	国土交通省 HP 
<b>● サービス付き高齢者向け住宅</b>		
各住宅に直接申し込み 検索先の公式サイト 「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」	安否確認や生活相談等、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。 ( <a href="https://www.satsuki-jutaku.jp">https://www.satsuki-jutaku.jp</a> )	サービス付き高齢者向け住宅 情報提供システム 